

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人信生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 評議員会の開催に当たっては各評議員が出席可能な日程を調整すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 理事長の専決権限を越える範囲の契約は理事会で審議すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を続けて2回欠席している評議員があった。</p> <p>については、評議員会の開催に当たっては評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないよう、欠席の続く評議員は適切な者への改選を検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>評議員の出席が可能な日程をあらかじめ候補日として聞取りをしているが、直近に再確認することとする。今後も欠席の続く評議員がいた場合は適切な者への改選を検討する。</p>
2	<p>計算書類に対する注記(法人全体用)について、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されていなかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記は適切に行うこと。</p> <p>併せて、計算書類に対する注記に係る規定につき、経理規程の改正を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第29条)(運用上の取扱い別紙1) (経理規程第62条)</p>	<p>計算書類に対する注記(法人全体用)については、令和5年度の決算から記載する。</p> <p>経理規程の改正は12月理事会で行った。</p>
3	<p>附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>(1) 借入金明細書において、支払利息の金額(745,960円)が事業活動計算書上の金額(745,160円)と一致していなかった。</p> <p>(2) 補助金事業等収益明細書において、施設区分の小計の記載がなかった。</p> <p>(3) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書において、貸付拠点区分名と借入拠点区分名の名称が逆に記載されていた。</p> <p>(4) 国庫補助金等特別積立金明細書において、当期積立額(10,733,000円)及び当期取崩額(1,693,448円)が事業活動計算書上の金額(11,133,000円/2,093,448円)と一致していなかった。</p>	<p>令和4年度については、不備があった点について12月理事会で報告した。</p> <p>令和5年度決算分においては、法人本部及び監事の間で一層の内部確認に努める。</p>

	<p>については、附属明細書の作成にあつては、計算書類との整合を図った上で、適切に作成すること。</p> <p>(会計省令第30条) (運用上の取扱い26(1))</p>	
--	---	--